

令和7年度 板橋区産業融資制度について

1	電話番号変更のお知らせ	2
2	「業績改善支援融資」の実施	2
	受付期間	2
	融資の内容	2
	対象者	3
	信用保証料の補助	4
	申請方法	4
	申請に必要な書類	5
3	「夏季・年末資金融資」の実施	7
	受付期間	7
	融資の内容	7
	対象者	8
	申請方法	9
	申請に必要な書類	9
4	「持続成長支援融資」の実施	10
	融資の内容	10
	対象者	10
	信用保証料の補助	11
	申請方法	12
	申請に必要な書類	13
5	板橋区産業融資申込書の変更について	14
6	利子補給優遇加算「信用保証制度加算」の廃止	14
7	確定申告書の税務署受領印について	14

1 電話番号変更のお知らせ

この度、産業振興課経済対策係の電話番号が令和7年4月より変更になりますのでお知らせします。

新しい電話番号 ⇒ **03-3579-2173**

お問合せ等は上記の電話番号にお掛けください。

お手数をおかけして誠に恐縮ではございますが、電話番号をご訂正いただきますようお願いいたします。

2 「業績改善支援融資」の実施

受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

融資の内容

業績改善支援融資は、物価高騰などの影響により、売上等が一定以上減少している事業者に対し、本融資を利用し活用することにより、業績の改善へ繋げるための融資です。

趣旨をご理解の上、申込みをお願いいたします。

融資限度額	資金使途	利率	融資期間 (据置期間)	利子補給	信用保証料
1,000万円 ※1企業 1回限り	運転資金	長期プライム レート +0.2%以内	6年以内 (1年以内)	36か月目まで 8割補給	区が 半額補助

ご利用は、各年度において1企業1回です。ご注意ください。

対象者

板橋区産業融資の利用要件（※1）にすべて該当し、かつ、最近3か月（※2）の売上高または売上総利益が前年同期または前々年同期と比較して **10%以上減少**している区内中小企業者

（※1）板橋区産業融資の利用要件

- ①法人の場合、本店登記および活動実態が区内にあること
個人事業主の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にあること
 - ②1年以上同一事業を営んでいること
 - ③申込日時時点で納期の到来している区税（住民税・軽自動車税）、法人住民税を完納していること
 - ④東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
 - ⑤許認可などの必要な業種を営んでいる場合は、その許認可を受けていること
- （※2）売上高等が毎月安定的に計上されず特定の時期に偏ることがある場合は、最近12か月と比較して10%以上減少していること

利率について

上限利率：長期プライムレート+0.2%以内

※ただし、東京信用保証協会の保証割合が100%（責任共有制度対象外）となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。

他制度との同時申込について

「業績改善支援融資」は一般制度（事業資金融資など）と別枠で借りることが出来ます。（一般制度は合計3本・8,000万円までの制限がありますが、既に3本借入中の方でも「業績改善支援融資」をご利用することが出来ます）

区のお他制度との同時申込も可能です。ただしその場合は申込書をそれぞれご用意いただく必要があります。（印鑑証明や履歴事項全部証明書等のその他書類は1部のみで結構です）

信用保証について

「業績改善支援融資」ご利用の際は、必ず信用保証協会の保証を付けてください。
プロパー融資でのご利用はできません。

一括償還の場合の融資期間について

融資期間は6か月（据置は5か月）以内に設定してください。

信用保証料の補助

「業績改善支援融資」実行時にお客様が負担した信用保証料を区が**半額負担**します。
ただし、その後の条件変更等により発生した信用保証料は補助の対象とはなりません。
融資申請時にご提出いただいた「信用保証料補助金交付申請書兼請求書」に記載されている口座に、融資実行後1～2か月以内を目途に振り込みます。

保証料の返還について

「信用保証料補助付き融資」を実行時の約定完済日の前に繰り上げ償還等を行い、東京信用保証協会から信用保証料が返還された場合、区に信用保証料補助金を返還していただきます。返還金が発生した場合は、区から返還方法についてご連絡いたします。

金融機関におかれましては、該当の事業者様に、区から返還請求がある旨をお伝えいただくようお願いいたします。

返還が行われない場合は、お支払いいただくまで区の他の融資制度がご利用できない場合があります。

申請方法

下記のすべての書類をそろえて、産業振興課窓口までお越しくください。

※郵送での申請はできません。

※金融機関担当者による代理申請が可能です。セーフティネット保証等とは異なり、

委任状は不要です。

また、申込には「事業計画書」「売上高・売上総利益比較表」「疎明資料」の提出が必要になります。窓口では、申込要件の妥当性や疎明資料との整合性を確認します。また、事業計画書の記載内容についてお伺いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

申請に必要な書類

	法人		個人事業主	
1	【区指定様式】 板橋区産業融資申込書（ <input type="checkbox"/> 業績改善支援融資にチェックを入れてください）			
2	【区指定様式】 信用保証料補助金交付申請書兼請求書			
3	【区指定様式】 業績改善事業計画書			
4	【区指定様式】 売上高・売上総利益比較表			
5	「売上高・売上総利益比較表」に記載する各数値の疎明資料（下記以外不可） ① 法人：決算書（法人事業概況説明書含む）／個人：確定申告書 ② 月次試算表・月次損益計算書 ③ 売上・売上原価・販管費を記録している帳簿			
6	法人税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー）※直近 2 期分		所得税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー）※直近 2 年分	
7	法人住民税の 納税証明書（原本）	決算書 2 期分と一致 するもの	事業主の個人住民税 領収書（コピー） または 納税証明書（原本） 軽自動車税の領収書 （コピー） または 納税証明書（原本）	令和 6 年度 1 年分及 び令和 7 年度最新納 期到来分まで 直近 1 年度分 ※事業主が軽自動車 を保有している場合 のみ
8	法人実印の印鑑証明 書（原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの	事業主の印鑑証明書 （原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの
9	履歴事項全部証明書 （原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの	-	-
10	許認可証・届出書等 ※必要な業種のみ（区内外問わずすべて）			

区指定様式「業績改善事業計画書」について

業績改善支援融資を申込みの際は、専用の事業計画書の提出が必要となります。事業計画書の様式及び記載例は板橋区 HP「【令和7年4月1日受付開始】業績改善支援融資（令和8年3月31日まで）」をご確認ください。

事業計画書「2 現状分析・事業計画（2）売上減少の要因～（中略）～」については、売上高が前年等同期と比べて減少した要因について、具体的に記載されているかをご確認ください。

例えば、「物価高の影響で売上減少」では具体的な記載に欠けています。「なにが・どうして・どのような影響を受けて売上高等が減少しているのか」を、当事者以外の方が見ても理解できる内容になっている必要があります。

また、「（3）改善するための、本融資の利活用方法、スケジュール等」については、改善プランの内容が具体的に記載されているか、「（2）売上減少の要因～（中略）～」に記載されている内容に対応しているかをご確認ください。

2ページには金融機関確認・所見等を記載していただく項目があります。事業者の経営支援の一環としてご協力をお願いします。

区指定様式「売上高・売上総利益比較表」について

業績改善支援融資を申込みの際は、売上高・売上総利益比較表の提出が必要となります。

比較表の様式及び記載例は板橋区 HP「【令和7年4月1日受付開始】業績改善支援融資（令和8年3月31日まで）」をご確認ください。

原則、最近3か月の売上高または売上総利益が前年同期または前々年同期と比較して10%以上減少していることが要件となっていますので、表には、申請月を基準として、直近3か月の売上高等の数値を記載してください。例えば、令和7年4月申込の場合、（令和7年1月・2月・3月）が対象の最近3か月になります。

例外的に、前月の売上高等が未集計で算出が困難な場合のみ、最大で2か月遡ることができます。例えば、令和7年4月申込の場合、最も遡って（令和6年11月・12月・令和7年1月）を対象とすることができます。ただし、要件を満たすために恣意的に対象を遡ることはできませんのでご注意ください。

また、建設業のように売上高等が毎月安定的に計上されず特定の時期に偏ることがある（単純な3か月比較が不相当）場合は、最近3か月ではなく、最近12か月の売上高等

と比較して10%以上減少していることが要件となります。ただし、要件を満たすために、最近12か月と比較して申込することはできませんのでご注意ください。

「売上高・売上総利益比較表」に記載する各数値の疎明資料について

「売上高・売上総利益比較表」に記載する各数値の疎明資料（下記①～③のいずれか）をご用意ください。

- ① 法人：決算書（法人事業概況説明書含む）／個人：確定申告書
- ② 月次試算表・月次損益計算書
- ③ 売上・売上原価・販管費を記録している帳簿

即席のメモ類や月別数値のみ記載の資料など、客観性の低い資料では受付できませんのでご注意ください。

3 「夏季・年末資金融資」の実施

受付期間

- ①：令和7年5月1日～令和7年6月30日
- ②：令和7年11月4日～令和7年12月26日

融資の内容

夏季・年末資金融資は、資金需要の高まる時期に特化した短期的な融資になります。

資限度額	資金使途	利率	融資期間 (据置期間)	利子補給	信用保証料
500万円	運転資金	長期プライム レート +0.2%以内	1年以内 (2か月以内)	6か月目まで 7割補給	—

ご利用は、上記①②の受付期間につき、各々1回限り利用可能です。ご注意ください。

対象者

板橋区産業融資の利用要件（※）にすべて該当する区内中小企業者

（※）板橋区産業融資の利用要件

- ①法人の場合、本店登記および活動実態が区内にあること
個人事業主の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にあること
- ②1年以上同一事業を営んでいること
- ③申込日時点で納期の到来している区税（住民税・軽自動車税）、法人住民税を完納していること
- ④東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ⑤許認可などの必要な業種を営んでいる場合は、その許認可を受けていること

利率について

上限利率：長期プライムレート+0.2%以内

※ただし、東京信用保証協会の保証割合が 100%（責任共有制度対象外）となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。

他制度との同時申込について

「夏季・年末資金融資」は一般制度（事業資金融資など）と別枠で借りることが出来ます。（一般制度は合計3本・8,000万円までの制限がありますが、既に3本借入中の方でも「夏季・年末資金融資」をご利用することが出来ます）

区のお他制度との同時申込も可能です。ただしその場合は申込書をそれぞれご用意いただく必要があります。（印鑑証明や履歴事項全部証明書等のその他書類は1部のみで結構です）

信用保証について

「夏季・年末資金融資」ご利用の際は、必要に応じて信用保証協会の保証を付けてください。プロパー融資でのご利用も可能です。

申請方法

下記のすべての書類をそろえて、産業振興課窓口までお越してください。

※郵送での申請はできません。

※金融機関担当者による代理申請が可能です。セーフティネット保証等とは異なり、委任状は不要です。

申請に必要な書類

	法人		個人事業主	
1	【区指定様式】 板橋区産業融資申込書（ <input type="checkbox"/> 夏季・年末資金融資にチェックを入れてください）			
2	法人税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー）※直近 2 期分		所得税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー）※直近 2 年分	
3	法人住民税の 納税証明書（原本）	決算書 2 期分と一致 するもの	事業主の個人住民税 領収書（コピー） または 納税証明書（原本）	令和 6 年度 1 年分及 び令和 7 年度最新納 期到来分まで
			軽自動車税の領収書 （コピー） または 納税証明書（原本）	直近 1 年度分 ※事業主が軽自動車 を保有している場合 のみ
4	法人実印の印鑑証明 書（原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの	事業主の印鑑証明書 （原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの
5	履歴事項全部証明書 （原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの	-	-
6	許認可証・届出書等 ※必要な業種のみ（区内外問わずすべて）			

4 「持続成長支援融資」の実施

融資の内容

持続成長支援融資は、成長期の企業に、企業価値向上のための計画策定や取り組みを支援する融資です。中小企業診断士による面談及び経営診断が必要になります。

融資限度額	資金使途	利率	融資期間 (据置期間)	利子補給	信用保証料
5,000万円	運転資金 設備資金	長期プライム レート +0.2%以内	8年以内 (1年以内)	48か月目まで 8割補給	区が 半額補助

完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできませんので、ご注意ください。

対象者

板橋区産業融資の利用要件（※1）にすべて該当し、かつ、企業価値が増加し、今後も企業価値を向上させる計画を策定し実行しようとする区内中小企業者（※2）

（※1）板橋区産業融資の利用要件

- ①法人の場合、本店登記および活動実態が区内にあること
個人事業主の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にあること
- ②1年以上同一事業を営んでいること
- ③申込日時点で納期の到来している区税（住民税・軽自動車税）、法人住民税を完納していること
- ④東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ⑤許認可などの必要な業種を営んでいる場合は、その許認可を受けていること

（※2）原則として、直近2期分の決算において、付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）が1年ごとに1%以上増加している方であって、3年以内に付加価値額が概ね9%以上の伸長が見込まれること

利率について

上限利率：長期プライムレート+0.2%以内

※東京信用保証協会の保証割合が 100%（責任共有制度対象外）となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。

他制度との同時申込について

「持続成長支援融資」は一般制度（事業資金融資など）と別枠で借りることが出来ます。（一般制度は合計 3 本・8,000 万円までの制限がありますが、既に 3 本借入中の方でも「持続成長支援融資」をご利用することが出来ます）

区のお他制度との同時申込も可能です。ただしその場合は申込書をそれぞれご用意いただく必要があります。（印鑑証明や履歴事項全部証明書等のその他書類は 1 部のみで結構です）

信用保証について

「持続成長支援融資」ご利用の際は、必ず信用保証協会の保証を付けてください。
プロパー融資でのご利用はできません。

一括償還の場合の融資期間について

融資期間は 6 か月（据置は 5 か月）以内に設定してください。

信用保証料の補助

「持続成長支援融資」実行時にお客様が負担した信用保証料を区が半額負担します。ただし、その後の条件変更等により発生した信用保証料は補助の対象とはなりません。融資申請時にご提出いただいた「信用保証料補助金交付申請書兼請求書」に記載されている口座に、融資実行後 1～2 か月以内を目途に振り込みます。

保証料の返還について

「信用保証料補助付き融資」を実行時の約定完済日の前に繰り上げ償還等を行い、東京信用保証協会から信用保証料が返還された場合、区に信用保証料補助金を返還していただきます。返還金が発生した場合は、区から返還方法についてご連絡いたします。

金融機関におかれましては、該当の事業者様に、区から返還請求がある旨をお伝えいただくようお願いいたします。

返還が行われない場合は、お支払いいただくまで区の他の融資制度をご利用できない場合があります。

申請方法

お申込みにあたっては、区の中小企業診断士と面談のうえで「持続成長事業計画書」を作成していただく必要があります。この計画書に基づき、中小企業診断士が経営診断を行った後、計画が妥当と認められた方に融資をあっせんします。（経営診断には現地への訪問診断も含まれます。）

計画書の作成や内容についての助言に加え、経営に関する相談全般を区の中小企業診断士が承ります。予約制になっておりますので、まずは産業振興課（電話：03-3579-2173）へお電話いただき、「持続成長支援融資の相談」とお申し付けください。

※郵送での申請はできません。

※金融機関担当者による代理申請はできません。

なお、①「SDG s / ESG 経営推進支援事業」を修了した事業者様及び②「いたばし人と未来を創る会社賞」を受賞された事業者様においては、訪問診断を省略できる場合がありますので、**予約のお電話の際に、その旨をお伝えください。**

申請に必要な書類

	法 人	個人事業主
1	【区指定様式】 板橋区産業融資申込書（ <input type="checkbox"/> 持続成長支援融資にチェックを入れてください）	
2	【区指定様式】 信用保証料補助金交付申請書兼請求書	
3	【区指定様式】 持続成長事業計画書 ※資金用途が車両の購入または所有物件の修繕（修繕物件に事業主等が居住しているなど、按分が必要な場合）に該当する場合は別紙の提出が必要	
4	法人税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー）※直近 2 期分	所得税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー）※直近 2 年分
5	法人住民税の 納税証明書（原本）	決算書 2 期分と一致 するもの
		事業主の個人住民税 領収書（コピー） または 納税証明書（原本） 令和 6 年度 1 年分及 び令和 7 年度最新納 期到来分まで 軽自動車税の領収書 （コピー） または 納税証明書（原本） 直近 1 年度分 ※事業主が軽自動車 を保有している場合 のみ
6	法人実印の印鑑証明 書（原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの
		事業主の印鑑証明書 （原本） 発行後 3 か月以内の 最新のもの
7	履歴事項全部証明書 （原本）	発行後 3 か月以内の 最新のもの
		-
8	許認可証・届出書等 ※必要な業種のみ（区内外問わずすべて）	
9	見積書または契約書など、資金使途が確認できる書類（コピー可）※設備資金申込の場合のみ ①納品（工事）場所（板橋区内）の記載があること ※車両の場合は除く ②見積書の場合、有効期限内（または発行後 1 か月以内）であること ③原則として件名が「見積書」または「契約書」となっていること ※商談メモや提案書は不可 ④宛名が法人名または個人事業主名となっていること ※屋号のみは不可 ※支払い済および貸付実行前に支払いされる金額は融資対象外 ※車両の購入については、業務上必要があると認められる車種・仕様の車両のみ対象	

区指定様式「持続成長事業計画書」について

持続成長支援融資を申込みの際は、専用の事業計画書の提出が必要となります。事業計画書は区の中小企業診断士と面談のうえで作成していきますので、まずは産業振興課経済対策係へお電話をお願いします。

5 板橋区産業融資申込書の変更について

板橋区産業融資申込書（第1号様式）の変更を行いました。

令和7年度（4月1日受付以降）より、融資をお申込みの際は新様式「板橋区産業融資申込書（令和7年4月版）」をお使いください。

※以前の板橋区産業融資申込書の様式では受付できませんのでご注意ください。

※車両の購入や按分計算が必要な場合は別紙「車両購入計画書・按分計算書」が必要です

6 利子補給優遇加算「信用保証制度加算」の廃止

コロナセーフティネット保証4号等が令和6年6月末の期限を以て終了するなど、セーフティネット保証においてもコロナ前の水準へと移行を進めていることに伴い、「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」の認定要件に該当する方への利子補給の優遇加算措置を廃止します。

7 確定申告書の税務署受領印について

税務署等国税局において、令和7年1月から、申告書等の控え用の書面への收受日付印の押なつを行わないこととされております。

これに伴い令和7年度より、確定申告書について、税務署受領印の押印および受信通知（メール詳細）が無くても申込が可能となります。

あつせん申込みの際に、**確定申告書が最新のもの**であることをご確認ください、ご提出ください。税務署の受領印に代えて「納税証明書その2」を取得していただく必要はありません。